

2022 年 12 月外国人介護人材セミナー「人づくり」(ZOOM)
「外国人材が育つ」－採用時から長期戦力化の工夫－

日時 2022 年 12 月 12 日(月) 13:00～15:30

主催 外国人材拡大プレイス

共催 全国社会福祉法人経営者協議会

座談会 1 「介護プロをめざす育成方法」

古知屋様※講演資料

※社会福祉法人賛助の会施設長、湘南社会事業協同組合理事

(注) この表紙は古知屋様からセミナー後ご提供いただいた資料について出所を明示するために外国人材拡大プレイス事務局が作成したものです (2022/12/13)

評価基準

- (1) 介護施設での技能実習生を終え、特定技能生に変更した場合
 - ①1年以内にN2を取得すると共に、介護福祉士実務者研修を修了すること。
 - ②3年以内に介護福祉士資格を取得すること。
- (2) 国内で他業種から特定技能生として就業した場合
 - ①1年以内にN2を取得すると共に、介護職員初任者研修を修了すること。
 - ②2年以内にN1を取得すると共に、介護福祉士実務者研修を修了すること。
 - ③5年以内に介護福祉士資格を取得すること。
- (3) 海外から特定技能生として就業した場合
 - ①1年以内にN3を取得すると共に、介護職員初任者研修を修了すること。
 - ②2年以内にN2を取得すると共に、介護福祉士実務者研修を修了すること。
 - ③5年以内に介護福祉士資格を取得すること。

キャリア育成設定

- (1) 技能実習生又は特定技能生
 - ①入職より2週間、介護の基本知識と一般常識の社内研修を受講。
 - ②入職より6か月は日勤業務を行う。
 - ③入職より7ヵ月～10ヵ月で早番遅番勤務を行う。
 - ④入職より11ヵ月～12ヶ月はペア夜勤を行う。
 - ⑤入職より1年で夜勤独り立ち。
- (2) 未経験日本人職員
 - ①入職より1週間、介護の基本知識の社内研修を受講。
 - ②入職より3ヵ月は日勤業務を行う。
 - ③入職より4ヵ月～5ヵ月は早番遅番勤務を行う。
 - ④入職より6ヵ月～7ヵ月はペア夜勤を行う。
 - ⑤入職より8ヵ月で夜勤独り立ち。
- (3) 国内で経験のある特定技能生
 - ①入職より1週間、介護の基本知識と法人規定の社内研修を受講。
 - ②入職より2ヵ月は日勤業務を行う。
 - ③入職より3ヵ月は早番遅番勤務を行う。
 - ④入職より4ヵ月はペア夜勤を行う。
 - ⑤入職より5ヵ月で夜勤独り立ち。

(4) 経験のある日本人職員（介護福祉士資格あり又は経験年数3年以上）

- ①入職より1週間、介護の基本知識と法人規定の社内研修を受講。
- ②入職より1ヵ月は日勤業務を行う。
- ③入職より2か月は早番遅番業務を行う。
- ④入職より3か月以降、3回ペア夜勤を行った後、夜勤独り立ち。

(5) 経験のある日本人職員（3年未満、2年以上離職）

- ①入職より1週間、介護の基本知識と法人規定の社内研修を受講。
- ②入職より2ヵ月は日勤業務を行う。
- ③入職より3か月は早番遅番業務を行う。
- ④入職より4か月以降、3回ペア夜勤を行った後、夜勤独り立ち。